

## 保護者の皆様へ

毎年、宮古島市では、児童・生徒の定期健康診断を公費で実施しております。

宮古島市教育委員会では、宮古地区医師会、宮古地区歯科医師会、一般財団法人沖縄県健康づくり財団に検診の実施を委託しております。

お子さまが健康で安全に学校生活を送れるようにするためのものです。ご家庭でもお子さまの発育や健康状態を知り、正しい生活習慣を身につけさせていただきよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 健康診断

#### (1) 健康診断項目

4月～6月にかけて行う定期健康診断項目は下記のとおりです。

実施項目	実施時期	検査内容	対象者									備考
			小学生						中学生			
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	
内科検診	4月～6月	校医による診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
歯科検診	4月～6月	校医による診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
結核検診	4月～6月	問診調査・校医診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
心電図検査	4月～5月	心電図	○						○			
腎臓検診 (尿検査)	4月～5月 (一次検査)	蛋白・糖・潜血	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二次検査は異常 があった者のみ 実施
	6月 (二次検査)											
ぎょう虫検査	4月～5月	セロハンテープ法	○	○	○	○						

※学校では、身体計測（身長・体重）及び視力・聴力検査も行います。

令和2年度からぎょう虫検査の対象は小学校1年～4年生となりました。

#### (2) 結核検診

結核検診は全学年を対象に「問診票」を参考にしながら学校医の診察を行います。必要な場合は、X線直接撮影などを行います。

#### (3) 結果通知

学校から健康診断の結果をお知らせしますので、お子さんの健康状態を把握して下さい。疾病や異常が発見されましたら早めに専門医の診断を受け、治療が済みましたら学校に提出してください。

※「検診結果のお知らせ」等で医師の記入が必要な書類では、保護者の皆様に費用負担が生じることがあります。

## 2 学校感染症・出席停止

お子さまが下記のような感染症にかかった場合は、他の児童・生徒への感染を防ぐために出席停止となります。なお、出席停止は欠席にはなりません。医師の診察をうけて「感染症」と診断された場合は、速やかに学校へ連絡して下さい。

【感染症名】 ※学校保健安全法施行規則第18条（平成27年1月21日一部改正）より

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎（その他の感染症《手足口病、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症・伝染性紅斑、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）・ヘルパンギーナなど》）

## 3 日本スポーツ振興センター（全員加入が原則です）

学校管理下で発生したけがに対して、保険診療で3割自己負担金額が1500円以上（医療費総額が500点で5000円以上）の場合、日本スポーツ振興センターより医療費総額の4割が支給されます。また、1回の通院につき交通費として1000円も支給されます。治療を受ける際は、学校へ連絡して下さい。また、請求用紙は学校からもらって下さい。

公費医療制度（ひとり親・子ども医療助成など）との重複請求はできません。